

議案第64号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中下宮木町南部産業集積地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------------------	--

別表第 1 に次のように加える。

鶉野上町産業集積地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画鶉野上町産業集積地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第 2 中下宮木町南部産業集積地区地区整備計画区域の部を次のように改める。

鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区地区整備計画区域	A 地区	(1)工場その他これに類するもの(ただし、法別表第 2 (る)の項第 1 号(1)から(21)まで及び(28)から(31)までに掲げる事業を営むものを除く。) (2)事務所その他これに類するもの (3)倉庫 (4)研究所その他これに類するもの (5)貨物自動車運送事業の用に供するもの (6)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第 130 条の 5 の 3 各号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以内のもの (7)住宅(法別表第 2 (い)の項第 1 号の定める「住宅」。以下この別表において同じ。)、共	200 平方メートル	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。(ただし、敷地面積が 1,000 平方メートル以上のものに限る。) (1)主たる用途が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿である建築物の敷地に隣接する敷地境界線にあつては、2 メートル (2)その他の敷地境界線にあつては、1 メートル	20 メートル
-------------------------	------	---	------------	--	---------

		<p>同住宅、寄宿舍又は下宿であって、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域に存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの</p> <p>(8)近隣住民を対象とした公民館その他これに類するもの</p> <p>(9)前各号の建築物に附属するもの</p>			
	B地区	<p>(1)工場その他これに類するもの</p> <p>(2)事務所その他これに類するもの</p> <p>(3)倉庫</p> <p>(4)研究所その他これに類するもの</p> <p>(5)貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(6)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第130条の5の3各号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>(7)住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿であって、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域に存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの</p> <p>(8)前各号の建築物に附属するもの</p>	200平方メートル	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。(ただし、敷地面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(1)主たる用途が住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿である建築物の敷地に隣接する敷地境界線にあつては、2メートル</p> <p>(2)その他の敷地境界線にあつては、1メートル</p>	20メートル

別表第2中尾崎町北条高校前地区地区整備計画区域の部低層住宅地区の項中「(法別表第2(イ)項第1号の定める「住宅」。以下この別表において同じ。)」を削り、同表に次のように加える。

鶉野上町産業集積地区地区整備計画区域		<p>(1)工場その他これに類するもの</p> <p>(2)事務所その他これに類するもの</p> <p>(3)倉庫</p> <p>(4)研究所その他これに</p>	1,000平方メートル	1メートル	20メートル
--------------------	--	---	-------------	-------	--------

		類するもの (5)貨物自動車運送事業の用に供するもの (6)前各号の建築物に附属するもの			
東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区地区整備計画区域		(1)工場その他これに類するもの (2)事務所その他これに類するもの (3)倉庫 (4)研究所その他これに類するもの (5)貨物自動車運送事業の用に供するもの (6)バスの停留所の上屋 (7)休憩所又は公衆便所 (8)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、政令第130条の5の3各号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のもの (9)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿であつて、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域又は鎮岩工業団地地区計画区域のいずれかに存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの (10)前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル(主たる建築物の用途が工場その他これに類するものについては、1,000平方メートルとする。)	1メートル(敷地面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)	20メートル

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(審議事項)

市街化調整区域内において新たな地区計画として「鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区」、「鶉野上町産業集積地区」及び「東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区」の都市計画決定を行うことから当該規定を追加するもの。

【概要】

○鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区

	A地区	B地区
建築物の用途	工場、事務所、倉庫、研究所、運送業事業所、店舗、社宅、公民館等	工場、事務所、倉庫、研究所、運送業事業所、店舗、社宅等
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²	200 m ²
外壁の後退距離の限度	2 m又は1 m	2 m又は1 m
高さの最高限度	20m	20m

○鶉野上町産業集積地区

建築物の用途	工場、事務所、倉庫、研究所、運送業事業所等
建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²
外壁の後退距離の限度	1 m
高さの最高限度	20m

○東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区

建築物の用途	工場、事務所、倉庫、研究所、運送業事業所、店舗、社宅等
建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
外壁の後退距離の限度	1 m
高さの最高限度	20m